

ハガキによる「架空請求」が急増しています！

無視してください！絶対に連絡しないでください！

実際に送り付けられたハガキの例

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)〇〇〇 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願いいたします。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 30 年8月〇日

法務省管轄支局 民間訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関1丁目〇番〇号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-0000-0000

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

正式な契約に基づく請求等は、何に対しての請求なのか具体的な内容の記載があります。

本当に裁判が起こされた場合は、裁判所名で「特別送達」という封書で届きます。ハガキで届くことはありません。

不安をあおり、連絡させるための誘い文句です。

ハガキ着日に近い日付が記載され、慌てさせて連絡させるのがねらいです。

実在しません。他にも、「国民訴訟お客様管理センター」「民間訴訟告知センター」と記載されている場合もあります。

★ハガキの内容に慌てて電話をすると、弁護士を紹介され、その弁護士に電話をすると電話に出た弁護士と称する人物は訴訟取り下げ費用等と言って、コンビニから、ギフト券等の支払いを求め、根拠のない多額の金銭を要求します。

★このようなハガキが届いたら、相手へ連絡はせず、また、料金を支払う前に消費生活センターにご相談ください。

困ったことがあればひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください